

登録番号	神奈川県知事 第1126号		氏名又は名称		有限会社ダルマ		
作成日	令和5年3月1日	変更日	1: 令和6年7月8日	2:	3:	4:	

別表6 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します

○一般的事項

- ・出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- ・航行中、波の影響により船体が動搖するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動搖の軽減に努めます。
- ・航行中、波の影響により船体が動搖して危険が予想されるときは、利用者に対して動搖が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します。
- ・乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。)を着用します。
- ・乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。
- ・12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
- ・利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。
- ・航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
- ・隨時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣を着用させます。
- ・その他 ()

○船釣りをする場合

- ・利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。

別添

利用者の乗降場所から漁場又は漁場までの間における特に危険と認められる場所(該当箇所を記入)	
岩場	該当なし
浅瀬	京浜運河・中小河川・横須賀猿島周辺 京浜運河からの多摩川は浅瀬が多いので、プロッターのログでの航路確認や漁協組合員相互で常に情報の共有を心掛けるようにし、常況的に安全運航をします
防波堤	川崎沖堤・沈み堤防・ベイブリッジやつばさ橋付近 夜間航行における横浜港のみなとみらい地区
養殖施設	該当なし
その他	夜間航行において、浮標や漂流している大型のゴミ(丸太など) について細心の注意を払います
自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法	
GPSプロッターで確認し、常時自船の位置及び進行方向並びに航路の確認をします	

登録番号	神奈川県知事 第1126号			氏名又は名称	有限会社ダルマ		
作成日	令和5年3月1日	変更日	1: 令和6年7月8日	2:	3:	4:	

別表7 出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。（該当に○）		
	(○) 単独の判断	(○) 団体による判断	
	<p>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上警報(風、濃霧)、波浪警報、津波警報・注意報の発令中 出航地の波高 <input type="checkbox"/> 1.2 m以上 出航地の風速 <input type="checkbox"/> 12 m以上 出航地の視程 <input type="checkbox"/> 2000 m未満 ・落雷のおそれがあるとき ・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき ・その他 <p>()</p>	<p>出航中止の判断は、以下のとおり行います</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 出航中止を判断する団体名 有限会社ダルマ(D-marina) ② 上記団体の代表者、連絡先 代表者 田島雅庸 連絡先 045-461-1062 ③ 団体の構成員の氏名又は名称及び 登録番号 第1126号 有限会社ダルマ ④ 出航中止の判断の方法 左記に同じ 	
帰航基準	<p>案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上警報(風、濃霧)、波浪警報、津波警報・注意報の発令中 ・利用者に急病人やケガ人が出たとき 出航地の波高 <input type="checkbox"/> 1.2 m以上 出航地の風速 <input type="checkbox"/> 12 m以上 出航地の視程 <input type="checkbox"/> 2000 m未満 ・落雷のおそれがあるとき ・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき ・その他 () 		

登録番号	神奈川県知事 第1126号		氏名又は名称		有限会社ダルマ		
作成日	令和5年3月1日	変更日	1: 令和6年7月8日	2:	3:	4:	

別表8 気象又は海象の状況が悪化した場合の対処

気象又は海象等の状況 が悪化した場合の避難 する場所	出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難をします	
	案内する漁場の位置	避難する港
	川崎沖	京浜港・多摩川
	羽田沖	京浜港
	横浜沖	横浜港
	木更津沖	木更津港・木更津マリーナ
横須賀沖		ヴェラシス
* その他、現場より最も近く安全に避難できる港・マリーナ		
上記のほか、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します		

磯等(磯、筏、防波堤等)渡しの業務を行う場合	
磯等と遊漁船との間の連絡方法	(<input type="checkbox"/>) 携帯電話 (<input type="checkbox"/>) 衛星電話 (<input type="checkbox"/>) 利用者に渡した発煙筒 (<input type="checkbox"/>) その他 ()
磯等に遊漁船の旅客定員以上の利用者を渡す業務の形態の場合にあっては、緊急的に利用者を収容し帰航させる方法	*
津波警報、注意報が発令された場合の対応	

登録番号	神奈川県知事 第1126号		氏名又は名称		有限会社ダルマ		
作成日	令和5年3月1日	変更日	1: 令和6年7月8日	2:	3:	4:	

別表10 情報を収集すべき事項

(1) 利用者の安全の確保に必要な情報	出航地における波高、風速、視程
	出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報
	水路通報、気象、津波、海上警報等の情報
	乗船する利用者数 (12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報
(2) 漁場の安定的な利用関係の確保に必要な情報	立入禁止区域に関する情報
	法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報
	漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利用に関する情報

登録番号	神奈川県知事 第1126号		氏名又は名称		有限会社ダルマ		
作成日	令和5年3月1日	変更日	1: 令和6年7月8日	2:	3:	4:	

別表11 安全の確保のため周知すべき内容及び方法

周知の方法 (該当に○)	() 遊漁船に周知内容を掲示する () 遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する (○) 営業所のモニター又はタブレット端末等の電子機器で視聴してもらう (ウェブサイトに周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む)
周知する内容	○一般的な事項 ・出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと ・遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと ・航行中、波の影響により船体が動搖があるときは、動搖が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること ・天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと ・救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法 ・落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 ・落水者の発生等、非常時の場合におけるほかの利用者への救助協力 ・乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの)を着用すること ・その他()
漁場において口頭で説明する	○一般的な事項 ・案内する漁場において注意すべき事項 ・移動の際に竿をあげ、船体につかまる等、指示 ・ルアー釣りの際、怪我しないように注意する ・ルアーの針はかえしをつぶして使用してもらう ・ルアーキャスティングの際に周囲に気を付けるよう指示 ・出来る限り帽子の着用やサングラスの装着を勧める ・アカエイやハオコゼ等の危険な魚について口頭で注意